

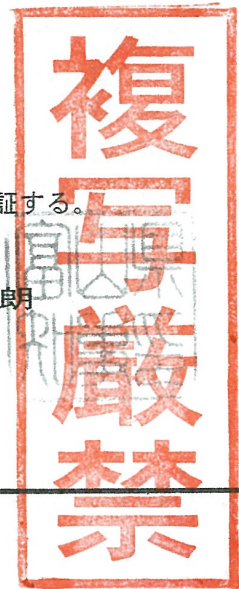
## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 富山県中新川郡上市町旭町 8 番地  
 氏 名 株式会社上市清掃公社  
 (法人にあっては、名称 代表取締役 土肥 孝之  
 及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

富山県知事 新田 八朗

許可の年月日 令和 3 年 10 月 4 日  
 許可の有効年月日 令和 8 年 10 月 3 日



## 1. 事業の範囲

収集運搬 (積替え・保管を含む。)

汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、  
 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類  
 (これらのうち自動車等破砕物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物であるものを含み、  
 水銀使用製品産業廃棄物であるものを除き、水銀含有ばいじん等であるものを除き、  
 特別管理産業廃棄物であるものを除く。)  
 (以上 9 種類)

収集運搬 (積替え・保管を除く。)

廃プラスチック類、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、  
 廃油  
 (これらのうち自動車等破砕物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物であるものを含み、  
 水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)  
 (以上 5 種類)

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

積替え又は保管を行う場所の所在地	積替え又は保管を行う場所の面積	積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類	積替えのための保管上限	積み上げることができる高さ
中新川郡上市町旭町 4 番地	5.4 m <sup>2</sup>	汚泥、廃プラスチック類	1.4 m <sup>3</sup>	(1.0 m)
	11.6 m <sup>2</sup>	廃プラスチック類	9.9 m <sup>3</sup>	(2.0 m)
	11.6 m <sup>2</sup>	がれき類	9.9 m <sup>3</sup>	(2.0 m)
	11.6 m <sup>2</sup>	混合廃棄物 (廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 (これらのうち石綿含有産業廃棄物であるものを含む。))	2.5 m <sup>3</sup>	(1.0 m)
	6.2 m <sup>2</sup>	混合廃棄物 (廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類)	4.9 m <sup>3</sup>	(2.0 m)